

申告書は早めに 作成・提出を



市・県民税は2月1日(月)、所得税は2月16日(火)から申告を受け付けます。
今年も下総・大栄支所での受付期間が短縮されていますので、日程を確認して
ください。早めの準備で正しい申告をしましょう。

受付期間を確認して
最寄りの会場で



今年も市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階「イオンホール」)では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの受付期間を確認し、最寄りの会場で申告してください(市・県民税申告の受け付けについては、税務署特設会場ではできませんので注意してください)。

下総・大栄支所での申告の受け付けは、今年も期間が短縮されていますので注意してください。支所での受け付けが短期間になったことに伴い、申告会場の混雑が予想されます。申告はどの会場でもできますので、支所以外での申告にご協力ください。

2月1日(月)～3月15日(月)

今年の1月1日現在市内に住んでいた人で、平成21年中に次当てはまる場合は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成21年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、申告をする必要がありません。

○事業所得などがあった人

営業・農業(収支内訳書を必ず作成し持ってきてください)・そのほかの事業での所得や不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

○給与所得者で次のいずれかの

- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 給与所得以外に所得があった人
- 平成21年中に退職し、今年のみ1月1日現在就職していない人
- 公的年金などの受給者で次のいずれかの人
- 公的年金などの所得以外に所得があった人
- 扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を受けようとする人

○前年中に所得がなかった人

平成21年中に所得がなかった人も、国民健康保険税の算定資料や、非課税証明書交付の資料になりますので、市・県民税の申告書を提出してください。平成22年1月1日現在、市内に住んでいる人の扶養親族になっている配偶者や子どもは、申告の必要はありません。

○そのほか

市内に住んでいないが、今年の1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

申告は最寄りの会場で

申告は各会場で受け付けます。早めに準備をして最寄りの会場で申告してください。

2月1日(月)～15日(月)は、市・県民税申告(営業・不動産・農業所得を除く)のみ受け付けとなりますので注意してください。

市役所では2月21日(日)と28日(日)

に、市・県民税の申告と確定申告の受け付けを行います。
申告を忘れると

今回の申告は、平成22年度分の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

※市・県民税について詳しくは市民税課(☎20-1513)へ。

申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告	
市役所2階市民税課	2月1日(月)～15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階中会議室	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は受け付けしません)
下総支所2階会議室	2月19日(金)・21日(日)・22日(月)・3月11日(木)
大栄支所2階会議室	2月28日(日)・3月1日(月)・2日(火)・12日(金)
保健福祉館	2月23日(火)
公津公民館	2月24日(水)
八生公民館	2月25日(木)
豊住公民館	2月26日(金)
中郷公民館	3月3日(水)
久住公民館	3月4日(木)
三里塚コミュニティセンター	3月5日(金)

受付時間＝午前9時～正午、午後1時～5時(保健福祉館・各公民館・三里塚コミュニティセンターの受け付けは午後3時まで)

- 混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがありますのでご了承ください
- 各会場の受付で番号札を渡しますので、順番が来るまでお待ちください。申告書にはあらかじめ住所・氏名の記入、押印をお願いします

2月16日(火)～3月15日(月)

市・県民税の住宅ローン控除 今年から申告が不要に

平成11年～18年に入居した人

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で税源移譲により控除できる住宅ローン控除額が減った場合は、この減少分を翌年の市・県民税から控除できます。

市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、昨年まで申告が必要でしたが、今回の平成22年度分から確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けている場合には市・県民税での申告が不要になりました。

ただし、山林所得や退職所得がある人、所得税の平均課税の適用を受ける人は、従来の申告をした方が有利な場合があります。その場合は、市・県民税の「住宅借入金等特別控除」を3月15日(月)までに提出してください。

平成21年～25年に入居した人

税制改正で、平成21年～25年に入居した人も、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額がある場合に、市・県民税から控除できるようになりました。この場合も市への申告は必要ありません。

※くわしくは市民税課(☎20-1513)へ。

所得税の確定申告は、2月16日(火)～3月15日(月)に、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階「イオンホール」と市役所・各会場)で受け付けます。ただし次の人は、成田税務署特設会場で申告してください。

- 分離課税となる譲渡所得のある人
- 事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 特設会場では2月21日(日)と28日(日)に確定申告作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。
- 還付申告書は、2月16日以前でも成田税務署特設会場で受け付けています。

※所得税の確定申告についてくわしくは成田税務署(☎28-5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

市・県民税申告、 所得税申告のときに 必要なもの

- すべての人…印鑑(ゴム製のものを除く)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業をしている人…収入や支出が分かるもの
- 医療費控除を受ける人…医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの
- 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除を受ける人…支払金額の確認ができるもの、または証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 住宅借入金等特別控除を受ける人…住民票(本人のもの)、金融機関の借入金残高証明書、登記事項

項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書のコピーも必要)など

- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座への振り込みとなりますので、口座の種類や口座番号が分かるもの

郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。

- 市・県民税申告
〒286-8585
花崎町760 成田市役所市民税課
- 確定申告
〒286-8501
加良部1-15 成田税務署